

【別紙1】

特記仕様書

修繕名称：新磯まちづくりセンター・公民館他LED交換修繕

修繕場所：相模原市南区磯部916-3 新磯まちづくりセンター・公民館
相模原市南区相模台1-13-5 相模台まちづくりセンター・公民館

修繕概要：施設の照明器具をLEDに変更する修繕

施工基準：本修繕は、本特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」「同標準図」「同施工監理指針」による。

施工計画：受注者は、作業工程、修繕方法、安全管理等発注者及び関係者と調整を行い、施設の業務に支障のないように計画を立て施工すること。

手続き等：必要とする各諸官庁への手続きや立会検査等は発注者と打合せの上、行うこと。なお、手続きに要する費用は全て受注者負担とする。

提出物等：修繕着手から完成までに、提出する書類及び図面等は、発注者の指示に従うこと。

疑義：仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者と協議し、その指示に従うこと。

写真：受注者は着手前、施工中、完成等各施工段階を順序よく、写真には日付と内容がわかる黒板（電子を含む）を入れて撮影し、修繕完了時に工程写真及び完成写真を出すこと。

完了確認：修繕完了後は発注者が立会いの上で、機器の運転状況及び現場の確認を行うものとする。

修繕期間：施工時期については業務に支障がないように設定し、年度内に施工するものとする。

後片付け：修繕にて発生した産業廃棄物は法律に従って適正に処分を行うものとする。

作業：原則、施設休館日に実施すること。発注者と協議の上、施設運営に影響のない作業については、営業日でも可能とする。

使用材料：使用材料、機器等は施工前に納入仕様書等を提出し、発注者の承諾を得ること。